

広  
報

# きょうなん

峡南広域行政組合情報紙

2016  
VOL. 66



この夏、大自然のスリルと癒しを  
体験してみませんか!?

## contents

平成28年度峡南広域行政組合の予算	2~3
議会だより・臨時職員募集	4
厚生支援課通信	5
火災報知器のお手入れ方法	6
甲種防火管理者資格付与講習会の受講案内	7
観光キャンペーン	8
災害出場時のサイレン音について	

ラフティング / 株式会社 富士川倶楽部 写真提供

● 峡南の人口 (平成28年4月1日現在)  
男 25,271 (-362) 女 26,877 (-568) 計 52,148 (-930)  
( )は平成27年4月1日人口との比較

● 編集・発行  
峡南広域行政組合 〒409-3244 山梨県西八代郡市川三郷町岩間495  
TEL.0556-32-5011 FAX.0556-32-5013  
<http://www.kyonan.jp/> E-mail:info@kyonan.jp

# 政組合の予算

## 一般会計

平成28年3月定例議会において、平成28年度予算が原案どおり可決されました。

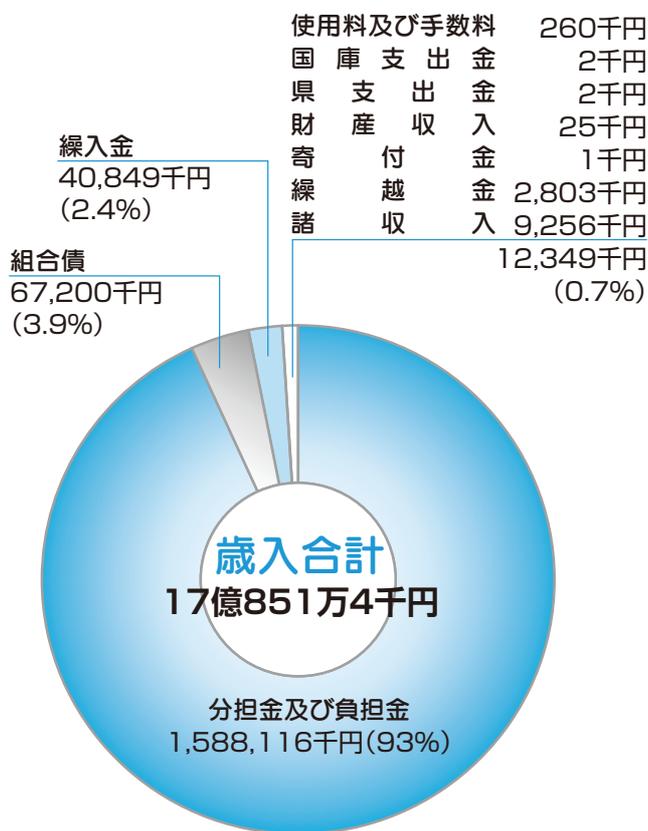
平成28年度予算は、【一般会計】【介護保険特別会計】【峡南ふるさと市町村圏特別会計】の3つの会計から編成されています。

本年度の予算額は一般会計が17億851万4千円となっており前年度予算の16億7,095万6千円と比較すると3,755万8千円の増額となっています。

介護保険特別会計では、2億1,568万円となっており前年度予算の2億2,896万4千円より1,328万4千円の減額となっています。

峡南ふるさと市町村圏特別会計では、1,592万9千円と前年度予算の2,408万4千円と比較すると815万5千円の減額となっています。

予算の主な内容については、次のとおりとなっています。

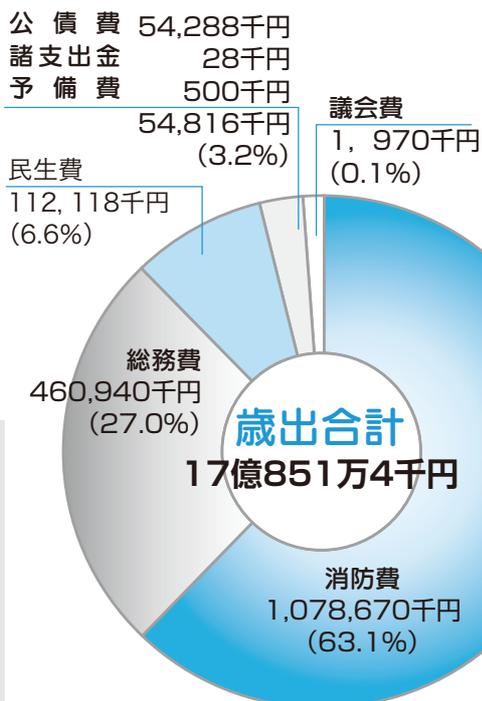


## 歳入 (組合に入るお金)

歳入の主なものは、構成5町からの分担金及び負担金で歳入の「93%」を占めています。

分担金及び負担金のうち、職員人件費や一般的な事業運営費等の組合費負担金が13億4,648万3千円、町のパソコン端末のリース料・安全に端末が使用出来るようにするための修理や保全にかかる保守料・パッケージ※1使用料等の町電算システム負担金が1億3,296万6千円、養護老人ホーム慈生園入所者の生活費・事務費等の民生費負担金が7,348万6千円、各町のネットワークをつなぐ広域ネット運営費負担金が3,518万1千円となっています。

※1パッケージ:業務用システムなどで既製品のソフトウェア製品を購入・利用する用語でシステムを新たに依頼して開発し自社の業務に合わせて開発する「オーダーメイドソフト」と対比するときを使う用語



- 議会費** 組合議員の報酬の他、議会運営にかかる経費です。
- 総務費** 峡南広域行政組合事務局総務課・厚生支援課・計算センターの運営にかかる総務費等の経費です。
- 民生費** 老人ホーム慈生園に入所している方の生活費及び施設運営費です。
- 消防費** 消防本部の運営及び消防施設整備にかかる経費です。

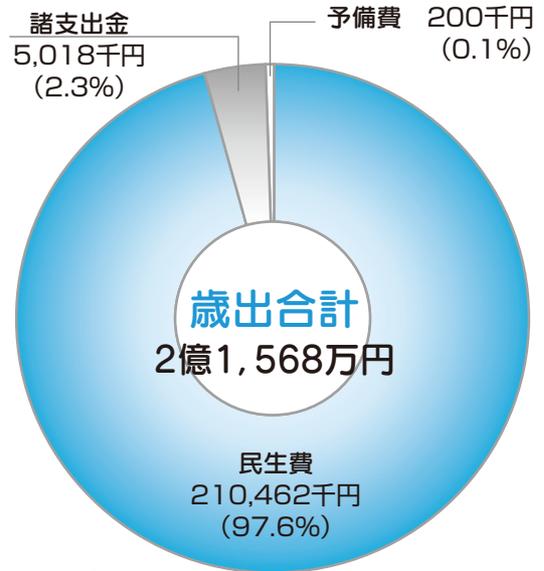
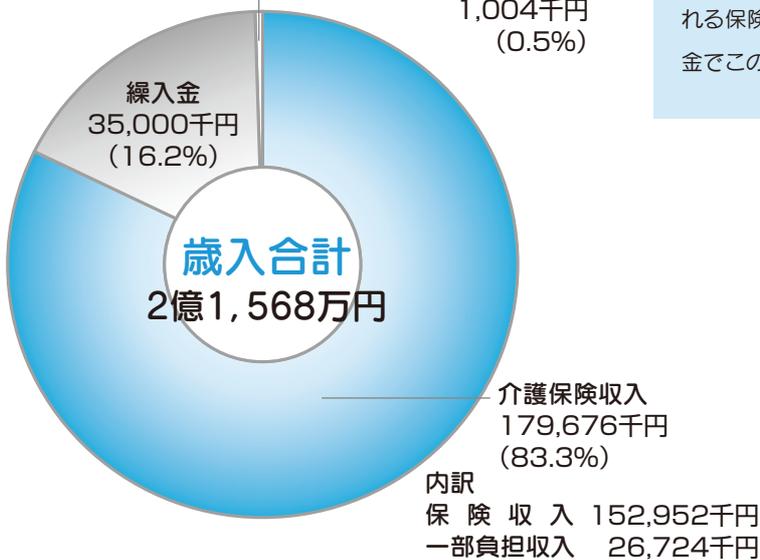
## 介護保険特別会計

峡南広域行政組合では、一般会計とは別に慈生園の介護老人福祉施設・デイサービスセンター事業・居宅介護支援事業・訪問介護事業の経理を他の会計と区別する介護保険特別会計があります。

財産収入	1千円
寄付金	1千円
繰越金	1,000千円
諸収入	2千円
	1,004千円 (0.5%)

### 歳入 (組合に入るお金)

歳入の主なものは、国民健康保険団体連合会などから支払われる保険収入と介護サービス利用者から徴収される一部負担金でこの2つが歳入総額の「83.3%」を占めています。



### 歳出 (組合で使うお金)

- 施設入所運営費** 特別養護老人ホーム施設職員の総務費等の事務管理にかかる経費です。
- 施設入所処遇費** 特別養護老人ホーム入所者の生活にかかる経費です。
- 通所介護運営費** デイサービス事業にかかる運営費です。
- 居宅介護支援事業運営費** 養護老人ホーム入所者のケアプランの作成等にかかる経費です。
- 訪問介護運営費** 養護老人ホーム入所者への介護サービス提供にかかる経費です。

## 峡南ふるさと市町村圏特別会計

(単位:千円)

歳入		歳出	
県支出金	1	総務費	3,160
財産収入	6,000	事業費	6,769
繰入金	9,526	諸支出金	6,000
繰越金	400	計	15,929
諸収入	2		
計	15,929		

事業費の内訳

(単位:千円)

事業名	予算額	主な使いみち
教育文化圏づくり事業	545	富士川農林学校開催費等
創発的な産業圏づくり事業	4,646	観光PR事業費
体系的な基盤づくり事業	1,578	ホームページ運営費

# 議会だより

平成二十八年二月二十九日、平成二十八年第一回峡南広域行政組合議会臨時会において、規約変更一件・条例改正一件・補正予算二件について審議され、原案のとおり可決されました。内容については次のとおりです。

## 【規約変更】

山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約変更の件  
山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う規約の変更の協議について議決しました。

## 【条例改正】

・**峡南広域行政組合職員給与条例中改正の件**  
平成二十七年山梨県人事委員会勧告に伴い、職員の給与について改正する必要があるため給与条例の一部を改正しました。

## 【補正予算】

・平成二十七年年度峡南広域行政組合一般会計補正予算(第二号)  
歳入歳出予算の総額にそれぞれ八百十八万二千円を追加し、総額を十六億八千二百四十八万三千円としました。  
・平成二十七年年度峡南広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第一号)  
歳入歳出予算の総額にそれぞれ二百七十九万二千円を追加し、総額を二億三千七百七十五万六千円としました。

平成二十八年三月二十二日、平成二十八年第一回峡南広域行政組合議会定例会において、条例制定四件・条例改正三件・条例廃止一件・補正予算二件・当初予算三件について審議され、原案のとおり可決されました。内容については次のとおりです。

## 【条例制定】

・**峡南広域行政組合特定個人情報保護条例制定の件**  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づき、特定個人情報保護に関する事項等について規定する必要があるため制定しました。

・**行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件**  
行政不服審査法の全部改正に伴い、峡南広域行政組合の条例中における関係箇所を整理し、所要の改正をする必要があるため制定しました。

・**峡南広域行政組合行政不服審査条例制定の件**  
行政不服審査法の全部改正に伴い、審査庁の諮問機関として峡南広域行政組合行政不服審査会の設置に関し必要な事項を条例で定める必要があるため制定しました。

・**峡南広域行政組合法務専門職員の任用等に関する条例制定の件**  
行政不服法の全部改正に伴い、審査請求による審理手続を行う専門職員の任用等に関し、必要な事項を条例で定める必要があるため制定しました。

## 【条例改正】

・**峡南広域行政組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等中改正の件**  
地方公務員においても人事評価制度が義務化されたことに伴い、峡南広域行政組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等について所要の改正を行う必要があるため改正をしました。

・**峡南広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例中改正の件**  
地方公務員法等の一部改正の施行に伴い、改正する必要があるため改正をしました。  
・**峡南広域行政組合火災予防条例中改正の件**  
対象火器設備の位置、構造及び管理並びに対象火器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、火災予防条例について改正する必要があるため改正をしました。

## 【条例廃止】

・**峡南広域行政組合単純労働職員の給与の種類及び基準に関する条例廃止の件**  
単純労働職員の任用について、当該職員の退職並びに任用制度の見直しにより条例を廃止しました。

## 【補正予算】

・平成二十七年年度峡南広域行政組合一般会計補正予算(第三号)  
歳入歳出予算の総額から四千三百五十八万六千円を追加し、総額を十七億二千六百六十九万九千円としました。  
・平成二十七年年度峡南広域行政組合峡南ふるさと市町村圏特別会計補正予算(第一号)  
歳入歳出予算の総額からそれぞれ三百三十七万円を減額し、総額を二千七百四十四万四千円としました。

## 【当初予算】

・平成二十八年年度峡南広域行政組合一般会計予算  
歳入歳出予算の総額を、それぞれ十七億八百五十一万四千円としました。  
・平成二十八年年度峡南広域行政組合介護保険特別会計予算  
歳入歳出予算の総額を、それぞれ二億千五百六十八万八千円としました。  
・平成二十八年年度峡南広域行政組合峡南ふるさと市町村圏特別会計予算  
歳入歳出予算の総額を、それぞれ千五百九十二万九千円としました。

☆本年度予算については、一～二ページをご覧ください。

## 峡南広域行政組合臨時職員募集について

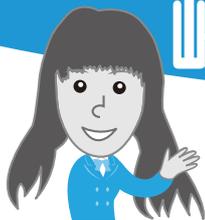
峡南広域行政組合では、次のとおり平成28年7月1日付採用臨時職員を募集します。

- |      |  |   |  |
|------|--|---|--|
| 募集内容 | 臨時職員1名   | 選考方法  | 書類審査、面接(面接日は追って通知)                       |
| 職務内容 | 総務に関すること(福利厚生等に関する事務)                              | 提出種類  | 履歴書(写真貼付) ※健康診断書を任用決定後に提出                |
| 勤務地  | 峡南広域行政組合事務局総務課<br>(市川三郷町役場 六郷庁舎内)                  | 募集期間  | 6月1日(水)～6月15日(水)<br>受付時間は平日8時30分～午後5時15分 |
| 勤務時間 | 平日午前8時30分～午後5時15分                                  | 任用予定  | 平成28年7月1日から平成29年3月31日                    |
| 応募条件 | ○パソコンの基本操作<br>(ワード、エクセル)ができること<br>○要普通自動車免許(AT限定可) | <div style="text-align: right;">  <h1 style="font-size: 2em; margin: 0;">募集中</h1> </div> |  |
| 待遇   | 峡南広域行政組合臨時職員取扱規程を適用                                |   |  |

【申し込み・問い合わせ】

峡南広域行政組合 事務局総務課 電話0556-32-5011

# 峡南地域の介護保険Q&A



みなさんこんにちは。峡南広域行政組合厚生支援課です。  
今回の厚生支援課通信では、介護保険についての疑問など問い合わせの多い内容についてご紹介します。

**Q1** 介護保険を利用したくて役場へ申請したら、調査員が来るって言われたけど、いつ来るの？

**A1** 役場に申請をすると後日、峡南広域行政組合の認定調査員がご家族やご本人に連絡し、日程を調整して訪問いたします。

**Q2** 介護保険を申請したら知らない番号から電話がかかってくるようになったんだけど？

**A2** 認定調査員は職務用の携帯電話をもっており、その携帯電話からご家族やご本人に日程調整のご連絡をさせていただきます。電話に出られない時には、何度かかけ直しをさせていただきますが、不安な場合は役場へご相談ください。

**Q3** 病院には年に一度くらいしか行かないので、次に行くのは半年後になるけど大丈夫？

**A3** 「主治医意見書」は、申請したときの病状や身体状況、生活状況について記載していただいています。原則として申請後か申請日前3ヶ月以内の診察状況での記入をお願いしておりますので、お手数ですが再度病院を受診していただくようお願いします。

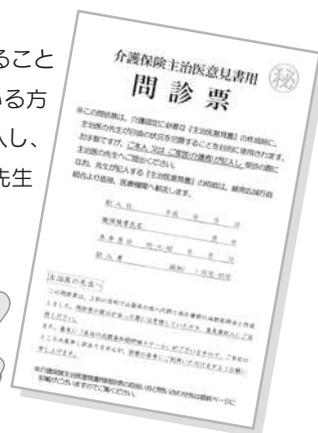
**Q4** いくつかの病院に通っているんだけど、どの先生に意見書の記入をお願いしたらいいの？

**A4** 「主治医意見書」は、日常生活で一番問題となっている疾病についての記載が必要となりますので、介護保険が必要となった疾病で通っている病院の先生にお願いしてください。

**Q5** 役場から『主治医意見書用問診票』という書類をもらったけどどうすればいいの？

**A5** この『問診票』はご家族などの介護者が、申請者本人の普段の様子を主治医の先生に伝えるためのもので、介護認定に必要な「主治医意見書」を先生が記入する際に参考にするものです。

『問診票』を病院に提出することで、介護保険を申請されている方とわかりますので、正しく記入し、病院受診の際に受付窓口か、先生にお渡しください。



**Q6** 入院中だけど、役場から更新申請の書類が届いたから手続きをすればいいの？

**A6** 退院の目的がたっていて、今後も介護サービスを利用される場合は申請手続きを行ってください。

長期入院が見込まれる場合は、退院間近の安定されている状態での介護認定が望ましいので、担当ケアマネジャーや主治医の先生にご相談ください。

**Q7** 状態が変わらないのに介護度が2から1になったんだけど、調査員に聞けば理由がわかるの？

**A7** 介護度は調査員が決めているわけではありません。要介護認定審査会という専門知識をもった委員による会議にて決められています。また、病状と介護度は必ずしも比例するとは限りません。

調査員や峡南広域行政組合へお問い合わせいただいても回答できませんので、介護度に関するお問い合わせは役場へお願いします。

※介護保険でお困りの事やわからないことがありましたら、まず最寄りの役場へご相談ください。

市川三郷町福祉支援課 ☎055-272-1106  
早川町福祉保健課 ☎0556-45-2363  
身延町福祉保健課 ☎0556-20-4611

南部町福祉保健課 ☎0556-64-4836  
富士川町福祉保健課 ☎0556-22-7207



# 火災報知器のお手入れしていますか？

火災報知器はいざという時に効果を発揮するものですが、長く取り付けていれば、家電用品と同じように故障したり、交換が必要になります。

実際に火災が起きた時に、きちんと警報されるよう、次のようなことに注意してお手入れをすることをおすすめします。

機種により方法が異なりますので説明書をよく読みお手入れを始めてください！

## 火災報知器のお手入れ 3つのポイント

### 1 乾電池タイプは電池の交換を忘れずに。

乾電池タイプの火災報知器は、電池の交換が必要です。定期的な作動点検のときに「電池切れかな？」と思ったら、早めに交換をすることをおすすめします。

また電池が切れそうになったら、音やランプで交換時期を知らせてくれます。

### 2 おおむね10年をめぐり、機器の交換が必要です。

火災警報器の交換は、機器に交換時期を明記したシールが貼ってあるか「ピー」という音などで交換時期を知らせます。そのめどがおおむね10年です。詳しくは購入時の取扱い説明書を確認してください。



### 3 定期的に作動するか点検しましょう。

定期的(1ヶ月に1度が目安です。)に、火災警報器が鳴るかどうか、テストしてみましょう。また長期に家を留守にした時も、火災警報器が正常に動くかテストしましょう。

点検方法は本体の引きひもを引くものや、ボタンを押して点検できるもの等、機種によって異なります。購入時や点検時には点検方法を確認しておきましょう。



- ◆火災警報器の種類によって、電池の耐用年数が異なりますので製品に付属している取扱説明書を必ずご覧ください。
- ◆お手入れや作動確認は、高所での作業となり、転倒や落下による怪我のおそれがあります。安定した足場を確保して作業を行ってください。
- ◆古くなった火災警報器を捨てる際は、本体と電池を別にして自治体が定める条例に従って捨ててください。

# 甲種防火管理者資格付与 講習会の受講案内



**日 時** 平成28年7月14日(木)・15(金)の2日間

1日目 9:00~16:30

2日目 9:00~16:00

※2日間受講しなければ資格が取得できません

**場 所** 身延町総合文化会館 2階会議室

南巨摩郡身延町波木井407番地

電話0556-62-2110

**内 容** 消防法第8条第1項の規定による防火管理者の資格を取得しようとする者に対し、

消防法施行令第3条第1項1号に規定された消防長が行う甲種防火管理者資格付与講習会

**受付日時** 平成28年6月13日(月)~6月17日(金) 9:00~16:30

※13日、14日(2日間)については、峡南消防本部管内に居住又は勤務する方を優先いたします。

**受付場所** 峡南広域行政組合消防本部及び各消防署

**定 員** 60名(定員になり次第締め切ります。)

**必要書類** 申込書(峡南消防本部及び各消防署に備え付けもしくは、峡南広域行政組合のホームページよりダウンロード)写真(縦4cm×横3cm、6ヶ月以内に撮影した単身、脱帽、正面上半身で背景の無い写真、白黒又はカラー写真 1枚)

**受講料** 4,000円(テキスト代等)

**注意事項** ・郵送による申込みは受け付けておりません(代理は可)

・申請後の受講料等は、一切返却いたしません

**問い合わせ** 峡南消防本部 予防課055-272-7613 (直通)



# 春の観光キャンペーン を開催しました



2月25日（木）、新東名高速道路駿河湾沼津SAへ観光キャンペーンに行ってきました。

当日は、市川三郷町のゆるキャラ「市川三郷レンジャー」や身延町のゆるキャラ「もーん父さん」、富士の国やまなし観光キャラバン隊長「武田菱丸」も参加し、会場を盛り上げてくれました。

また、3月14日（月）には、JR静岡駅で観光キャンペーンを開催しました。

両日とも、観光に関する簡単なアンケートに答えていただいた方にパンフレットと特産品を配布し、富士川(峡南)地域の魅力をPRしました。



## 消防自動車等災害出場時のサイレン音について

峡南消防本部では、消防車や救助工作車等の災害出場時はすべて「ウーウー」（サイレン音）としていましたが、消防ポンプ隊や救助隊と救急隊が連携して救急要請に出場する、いわゆる「PA連携」「RA連携」が開始され、救急現場にも消防ポンプ車等が出場しております。

さらには、消防防災ヘリやDrヘリの離着陸の安全を確保するために出場するなど、火災以外の出場が増加しております。

これらのことから、災害出場内容を住民の皆様に分かりやすくするために火災と火災



サイレン音



火災出場時

「ウーカンカン」(サイレン音と警鐘)

火災以外の出場時

「ウーウー」(サイレン音のみ)

※救急自動車を除く全ての緊急自動車